

## 12月2日以降の健康保険証の取り扱い及びマイナンバーカードの保険証利用についてよくある質問

**Q1** 今年(2024年)の12月に保険証が使えなくなるのですか。マイナンバーカードがないと保険で受診できなくなりますか。マイナ保険証を作ることは強制なのでしょうか。

**A1**

今年(2024年)12月2日に現行の保険証の新規発行は停止されますが、現在、使用している保険証は、その有効期限まで使用可能です。

マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)の利用は任意となります。

**Q2** いま使っている保険証の有効期限はどこで確認すればよいですか。

**A2**

有効期限は、保険証に記載されています。

70歳未満の被保険者:令和7年3月31日(みずいろの保険証)

70歳~74歳の被保険者:令和7年7月31日(きみどりいろの保険証)

**Q3** 資格確認書とは何ですか。

**A3**

マイナ保険証の利用登録をされていない方に対して交付される、健康保険の資格情報が確認できるものです。医療機関等に提示することで受診が可能です。

※「資格確認書」の体裁は、従来の保険証とほぼ同じです。

**Q4** 「資格情報のお知らせ」について教えてください。

**A4**

・マイナ保険証の利用登録を行った方が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるようにするものです。

・マイナ保険証を利用できない医療機関を受診する際や、マイナ保険証の読み取りができない場合(例外的な場合)に、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証の2点を医療機関等に提示することで受診が可能です。

・「資格情報のお知らせ」のみでの受診はできません。

**Q5** 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」は令和6年12月2日までに交付されるのですか？ また、交付の申請は必要ですか。

**A5**

・令和6年12月2日以降に新規加入された方、住所・氏名を変更した方、保険証を紛失した方等には、手続き時に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。

・被保険者資格の内容等に変更がない方には、従来の健康保険証が有効期限の令和7年3月31日まで有効なため、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」は令和7年3月に一斉送付する予定です。

・70歳~74歳の方は、有効期限が令和7年7月31日ですので、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を、令和7年7月に一斉送付する予定です。

・「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」は当分の間、被保険者からの申請は必要なく、保険者(当組合)の職権で交付することになっております。

## Q6 自分がマイナ保険証の利用登録をしているか、どこで確認できますか。利用登録はどこでできるのですか。

### A6

・マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルログイン後のトップ画面で確認できます。  
・医療機関・薬局に設置されている顔認証端末は、利用登録の有無に関わらず、マイナンバーカードを用いて受付時の操作が可能です。利用登録をしている方は、受付の際、通常の受付画面に従って操作します。利用登録していない方は、自動的に利用登録画面に切り替わりますので、その場でマイナ保険証の利用登録が可能です。このほか、マイナポータルで利用登録の状況を確認後、そのまま利用登録ができるほか、セブン銀行のATMで登録が可能です。

【セブン銀行ATMからマイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込方法】↓

[https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/pdf/mynumbercard\\_hokensho.pdf](https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/pdf/mynumbercard_hokensho.pdf)

## Q7 マイナ保険証の利用登録の解除したい場合は、どうしたらいいのですか。

### A7

「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を当組合にご提出ください。

申請書はホームページからダウンロードできます。

申請を受けて、有効な現行の保険証がない場合には当組合から資格確認書を交付します。

## Q8 協会けんぽからは資格情報のお知らせが来ているが、医師国保はまだ交付しないのか。

### A8

協会けんぽ(被用者保険)と国民健康保険とは制度が違うため、今回の資格情報のお知らせの交付時期も異なっています。当組合では、お手元に有効な被保険者証がある場合は、資格情報のお知らせは交付しないことになっております。なお、被保険者証の有効期限内であっても、被保険者の住所、氏名等の変更届が提出された際には、その時にマイナ保険証をご利用の場合は資格情報のお知らせを交付します。

## Q9 医師国保組合への各種申請書が変更されるということですが、以前のものは使用できるのでしょうか。

### A9

今回の申請書の変更は、主に被保険者証の新規発行の廃止に伴うものですので、できる限り新しい申請書をご利用いただきたいのですが、従来の申請書も当分の間はご利用いただけます。

その際は、当組合からマイナンバーカードを健康保険証として登録しているかどうかの確認などを個別でお問合せする可能性がございますので、ご了承ください。

(2024年11月26日現在)